



令和5年11月28日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

6月の台風・大雨などによる被害を受けた方へ

## 所得税等の雑損控除等説明会を開催します

令和5年6月の台風・大雨により、住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除、または災害減免法の適用により、所得税等（復興特別所得税を含む）が軽減される場合があります。豊橋税務署と豊川市では、この制度に関する説明会を開催します。

記

- 開催日時
  - ①令和5年12月11日（月）午前10時～12時
  - ②令和5年12月11日（月）午後1時30分～3時30分
  - ③令和6年1月10日（水）午前10時～12時
  - ④令和6年1月10日（水）午後1時30分～3時30分
- 会場
  - ①②豊川市勤労福祉会館 大研修ホール
  - ③④豊川市文化会館 大会議室
- 持ち物
  - ・被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの（建物の請負契約書など）
  - ・被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合はその面積が分かるもの（登記事項証明書など）
  - ・被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの（請求書、領収書など）
  - ・被害を受けたことにより受ける保険金などの金額が分かるもの（保険金の支払通知書など）
  - ・市から「罹災証明書」の交付を受けている場合はその証明書
- 申込 当日、会場へお越しください。
- その他 詳細は、広報12月号・ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

豊川市役所 財務部 市民税課 市民税係 今泉（孝）

TEL:0533-89-2129 Eメール: shiminzei@city.toyokawa.lg.jp

# 令和5年台風第2号に伴う大雨により被害を受けた方へ (豊橋税務署・豊川市からのお知らせ)

令和5年台風第2号に伴う大雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
この災害により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、令和5年分の所得税等の全部又は一部が軽減される場合があります。  
豊橋税務署及び豊川市では、この災害により被害を受けられた皆様を対象に、次のとおり雑損控除等の説明会を共同開催いたしますのでご利用ください。

## 雑損控除等の説明会のご案内

説明会日程	時間	会場(所在地)
令和5年 12月11日(月)	10:00~12:00	豊川市勤労福祉会館 大研修ホール (豊川市新道町1-1-3)
	13:30~15:30	
令和6年 1月10日(水)	10:00~12:00	豊川市文化会館 大会議室 (豊川市代田町1-20-4)
	13:30~15:30	

※ 説明会の開始時間までにご来場ください

### ○ 事前の準備等

- 裏面の「自己判定チェック表」に沿って、ご自身がどのケースに該当するか判定してください。
- 説明会へご参加される方は、参考に次の書類をお持ちください。
  - 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書等)
  - 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)
  - 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)
  - 被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)
  - 市町村から「罹災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書

### 【雑損控除等に関するお問合せ先】

豊橋税務署 個人課税部門  
住 所 豊橋市大国町111番地(豊橋地方合同庁舎)  
電話番号 0532-52-6201  
受付時間 8:30~17:00(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く)  
音声案内に従って、「1」または「2」を選択してください。  
1 ⇒ 国税に関する一般的なご相談  
2 ⇒ 税務署にご用のある方や面接での相談予約

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901(全国一律料金)  
音声案内に従って「1」所得税を選択してください。  
受付時間 8:30~17:00(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く)

【雑損控除等の説明会に関するお問合せ先】※直接会場へ問い合わせすることはご遠慮ください。

豊川市役所財務部市民税課 TEL 0533-89-2129

# 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 <sup>(注1)</sup>	住宅又は家財の損失額 <sup>(注2)</sup> が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	<p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① <math>\text{損失額}^{(注2)} - \text{所得金額の10分の1}</math></p> <p>② <math>\text{損失額}^{(注2)}\text{のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円}</math></p> <p>※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。</p>	<p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間<sup>(注3)</sup>に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。</li> <li>この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。</li> <li>災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。</li> <li>災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。</li> <li>減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。</li> </ul>								

- (注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。  
 なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。  
 2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。  
 3 特定非常災害として指定された災害により住宅や家財などについて生じた損失については、繰越期間が5年間になります。

## 自己判定チェック表

雑損控除・災害減免法のいずれか（又は両方）に該当しますか？（不明な方は「はい」へ）

はい

給与等の支払を受ける際、所得税等を源泉徴収されていますか？

- ※ 源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄をご確認ください。  
 ※ 給与等の支払を受けていない方（事業所得・不動産所得・雑所得（年金を含む）などの方）は「いいえ」

はい

いいえ

確定申告が必要な方ですか？

はい

いいえ

確定申告していただくことで、所得税等が還付となる場合や所得税等を軽減免除することができる場合がありますので、説明会へご参加ください。

原則として、確定申告の必要はありませんが、雑損控除の金額について、その年分の所得から控除しきれない金額がある時は、確定申告することにより翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。また、市・県民税が課税されている方は、市・県民税の申告をすることで雑損控除の適用を受けられる場合がありますので、説明会にご参加ください。

雑損控除等の適用はありません。

いいえ